

保存版

水道ハンドブック

水道マイページ
(WEB・スマホアプリ)
登録受付中!

上下水道の利用が便利になる水道マイページの運用を開始しました。インターネットを利用してお客さまのご使用状況を確認できるサービスです。登録はこちらから。



使用水量
などの
確認

各種
お手続き

各種
お知らせ

クレジット
決済
(継続払い)

水道
マイページに
登録すると、
できるよ、
こんなこと!

お問い合わせはこちらまで

☎ 048-966-3933

 越谷・松伏水道企業団



ホームページはこちら

水道ハンドブック



もくじ

1	「使用水量等のお知らせ」の見方	1
2	上下水道料金	2
3	料金早見表	3
4	上下水道料金のお支払い	4 ~ 5
5	水道メーターと検針	6
6	家庭の水道のしくみ	7
7	水道の故障と処置のいろいろ	8 ~ 9
8	漏水について	10
9	貯水槽の維持管理	11
10	ご家庭での災害対策	12
11	災害時の飲料水確保	13

「使用水量等のお知らせ」の見方

使用水量等のお知らせ

越ヶ谷3丁目-X-X-X

越松 太郎 様

1 利用者番号 406406201 (4787206600 20 29YB01234K)

2 検針期間 令和6年(2024年)3月検針分
6年1月4日～6年3月6日(今回検針日)

今回検針 1747 **4 水道料金** 2,442 円
前回検針 1769 222 円
前々回検針 1747 2,970 円
前々々回検針 1769 270 円

3 ご使用量 22 m³ **6 今回料金** 5,412 円
内消費税相当額10% 492 円

注意: 二項和算は計算で求めた値と異なる場合があります。

今回検針水量 20 m³

7 口座振替日 6年4月6日
8 次回検針予定日 6年5月6日

越谷・松伏検針水道企業団
検針員 越松 花子

通 信 欄 来月メーターを交換する予定です。

9 水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

前回検針分	振替年月日	収納金額(円)
令和6年1月	6年2月6日	4,818
使用水量(m ³)	水道料金(円)	内消費税相当額(10%)(円)
20	2,090	190
	下水道使用料(円)	内消費税相当額(10%)(円)
	2,728	248

上記の金額を口座振替により収納しました。

越谷・松伏水道企業団 企業出納員

10 連絡先 越谷・松伏水道企業団 総務課 越谷市 5-3005-0011(内線)

裏面もご覧ください。

① 利用者番号

お問い合わせの際はこの番号をお知らせください。

② ご使用期間

前回検針日(または水道ご使用開始日)から、今回検針日までの期間です。

③ ご使用量

今回指針から前回指針を差し引いた水量です。

④ 水道料金

今回のご使用量に対しての水道料金です。

⑤ 下水道使用料

今回のご使用量に対しての下水道使用料です。

⑥ 今回料金

今回のご使用量による請求額です。(消費税相当額が含まれています。)

⑦ 口座振替日

今回料金の口座振替日です。

⑧ 次回検針予定日

次回に水道メーターを検針する予定日です。

⑨ 口座振替済通知書

前回料金の口座振替分収納金額です。

⑩ 適格請求書発行事業者登録番号

適格請求書等保存方式(インボイス制度)における越谷・松伏水道企業団の適格請求書発行事業者登録番号です。水道料金・下水道使用料の適格請求書(インボイス)としてご利用いただけます。

※ 水道マイページに登録すると、紙の「使用水量等のお知らせ」は投函されませんが、水道マイページ内にていつでもご確認いただけます。



上下水道料金

水道料金

基本料金(使用水量にかかわらずいただくもの)と超過料金(使用いただいた超過分の水量に応じていただくもの)からなっており、越谷市と松伏町は同じ金額です。

水道料金計算式(消費税率10%)

(例)一般用口径20mm、2か月で50m³使用した場合

基本料金 16m³ 1,826円

超過料金 34m³ 66.0円×4m³=264円 176.0円×20m³=3,520円

231.0円×10m³=2,310円 小計6,094円

合 計 基本料金分1,826円+超過料金分6,094円=7,920円 ← お客様の支払額です。

水道料金算定表(2か月分・税込)

(令和6年4月1日現在)

用途	メーター 口径	基本料金		超過料金（1m ³ につき）		
		水量	料金	水量		料金
一般用	13mm └ 25mm	16m ³ まで	1,826円	メーター 口径 25mm以下	17m ³ ～ 20m ³	66.0円
					21m ³ ～ 40m ³	176.0円
					41m ³ ～ 60m ³	231.0円
					61m ³ ～100m ³	297.0円
					101m ³ 以上	363.0円
	40mm		7,854円	メーター 口径 40mm以上	100m ³ まで	297.0円
	50mm		14,586円		101m ³ ～1,000m ³	363.0円
	75mm		26,158円		1,001m ³ ～2,000m ³	374.0円
	100mm		51,678円		2,001m ³ 以上	385.0円
	150mm		153,252円			
公衆浴場用		160m ³ まで	17,600円	161m ³ 以上		176.0円
集会施設用		16m ³ まで	924円	17m ³ 以上		176.0円

下水道使用料

下水道使用料は、越谷市と松伏町では使用料が違います。

なお下水道使用料は、越谷・松伏水道企業団規約により、上下水道料金として水道企業団が徴収しています。

下水道使用料算定表(2か月分・税込) ※用途は一般用

(令和6年4月1日現在)

使用料				
区域	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	
	汚水量	料金	汚水量	料金
越谷市	12m ³ まで	1,760円	13m ³ ~ 40m ³	121.0円
			41m ³ ~ 100m ³	132.0円
			101m ³ ~ 400m ³	145.2円
			401m ³ ~ 1,000m ³	156.2円
			1,001m ³ 以上	165.0円
松伏町	20m ³ まで	1,870円	21m ³ ~ 40m ³	110.0円
			41m ³ ~ 60m ³	121.0円
			61m ³ ~ 100m ³	154.0円
			101m ³ 以上	198.0円

下水道関係の
お問い合わせは

越谷市役所 下水道経営課 TEL.048-963-9206

松伏町役場 まちづくり整備課 下水道担当 TEL.048-991-1844

◎なお、月の途中から水道の使用を開始、または使用をやめたときの料金は、別の算出方法となります。

料金早見表

水道料金・下水道使用料 早見表 (メーター口径 13mm・20mm・25mm)

※他のメーター口径は別の金額になります。

※料金には、消費税及び地方消費税相当額(10%)が含まれています。



詳しくはコチラ

■ 越谷市でご使用の場合 (2か月分、令和6年4月1日現在)

<税込>

水量(m)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)	水量(m)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)	水量(m)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)
0~12	1,826	1,760	3,586	31	4,026	4,059	8,085	60	10,230	7,788	18,018
13	1,826	1,881	3,707	32	4,202	4,180	8,382	70	13,200	9,108	22,308
14	1,826	2,002	3,828	33	4,378	4,301	8,679	80	16,170	10,428	26,598
15	1,826	2,123	3,949	34	4,554	4,422	8,976	90	19,140	11,748	30,888
16	1,826	2,244	4,070	35	4,730	4,543	9,273	100	22,110	13,068	35,178
17	1,892	2,365	4,257	36	4,906	4,664	9,570	200	58,410	27,588	85,998
18	1,958	2,486	4,444	37	5,082	4,785	9,867	300	94,710	42,108	136,818
19	2,024	2,607	4,631	38	5,258	4,906	10,164	400	131,010	56,628	187,638
20	2,090	2,728	4,818	39	5,434	5,027	10,461	500	167,310	72,248	239,558
21	2,266	2,849	5,115	40	5,610	5,148	10,758	600	203,610	87,868	291,478
22	2,442	2,970	5,412	41	5,841	5,280	11,121	700	239,910	103,488	343,398
23	2,618	3,091	5,709	42	6,072	5,412	11,484	800	276,210	119,108	395,318
24	2,794	3,212	6,006	43	6,303	5,544	11,847	900	312,510	134,728	447,238
25	2,970	3,333	6,303	44	6,534	5,676	12,210	1000	348,810	150,348	499,158
26	3,146	3,454	6,600	45	6,765	5,808	12,573	}			
27	3,322	3,575	6,897	46	6,996	5,940	12,936	1500	530,310	232,848	763,158
28	3,498	3,696	7,194	47	7,227	6,072	13,299				
29	3,674	3,817	7,491	48	7,458	6,204	13,662				
30	3,850	3,938	7,788	49	7,689	6,336	14,025				
				50	7,920	6,468	14,388				

■ 松伏町でご使用の場合 (2か月分、令和6年4月1日現在)

<税込>

水量(m)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)	水量(m)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)	水量(m)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)
0~16	1,826	1,870	3,696	31	4,026	3,080	7,106	60	10,230	6,490	16,720
17	1,892	1,870	3,762	32	4,202	3,190	7,392	70	13,200	8,030	21,230
18	1,958	1,870	3,828	33	4,378	3,300	7,678	80	16,170	9,570	25,740
19	2,024	1,870	3,894	34	4,554	3,410	7,964	90	19,140	11,110	30,250
20	2,090	1,870	3,960	35	4,730	3,520	8,250	100	22,110	12,650	34,760
21	2,266	1,980	4,246	36	4,906	3,630	8,536	200	58,410	32,450	90,860
22	2,442	2,090	4,532	37	5,082	3,740	8,822	300	94,710	52,250	146,960
23	2,618	2,200	4,818	38	5,258	3,850	9,108	400	131,010	72,050	203,060
24	2,794	2,310	5,104	39	5,434	3,960	9,394	500	167,310	91,850	259,160
25	2,970	2,420	5,390	40	5,610	4,070	9,680	600	203,610	111,650	315,260
26	3,146	2,530	5,676	41	5,841	4,191	10,032	700	239,910	131,450	371,360
27	3,322	2,640	5,962	42	6,072	4,312	10,384	800	276,210	151,250	427,460
28	3,498	2,750	6,248	43	6,303	4,433	10,736	900	312,510	171,050	483,560
29	3,674	2,860	6,534	44	6,534	4,554	11,088	1000	348,810	190,850	539,660
30	3,850	2,970	6,820	45	6,765	4,675	11,440	}			
				46	6,996	4,796	11,792	1500	530,310	289,850	820,160
				47	7,227	4,917	12,144				
				48	7,458	5,038	12,496				
				49	7,689	5,159	12,848				
				50	7,920	5,280	13,200				



4

上下水道料金のお支払い

口座振替によるお支払い

お申し込みは、上下水道料金の領収書など使用者番号のわかるもの（または、「使用水量等のお知らせ」と金融機関届出印鑑および通帳をお持ちのうえ、下記の取扱金融機関本支店または水道企業団窓口へお申し込みください。

口座振替取扱金融機関（令和6年4月1日現在）

銀行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな・群馬・足利・常陽・武蔵野・千葉・東和・栃木・東日本				
信用金庫	埼玉縣・川口・青木・東京東・足立成和・城北				
労働金庫	中央	農協	越谷市・さいかつ	ゆうちょ	全国

振替の開始は

金融機関または水道企業団でお手続きいただいてから振替口座の登録完了まで約1か月かかります。手続き完了後は、検針時の「使用水量等のお知らせ」に口座振替日が記載されます。

→P1参照

口座振替お申し込み後でも、お手続きが完了するまでは、「納入通知書」でのお支払いとなります。

振替日は

振替日は、検針をした翌月の6日です。預金残高不足等で引き落としができなかった場合は、再度振り替えをさせていただきます。再振替日は16日および26日となります（振替日、再振替日が金融機関休業日の場合は、原則として翌営業日となります）。

納入通知書(請求書)によるお支払い、および「お支払い場所」（令和6年4月1日現在）

検針後にお送りする「納入通知書」により、下記の取扱金融機関、コンビニエンスストア、または水道企業団窓口でお支払いください。

銀行 信用金庫 労働金庫 農協
上記の取扱金融機関の本・支店 (※みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・常陽銀行を除く)
ゆうちょ銀行 郵便局
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、山梨県、茨城県の各ゆうちょ銀行・各郵便局(※納入期限内に限る)



コンビニエンスストア

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK 設置店（50 音順）

※バーコード印刷のない納入通知書および使用期限切れ等でバーコードが読み取れない納入通知書は、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

●お支払い場所などにつきましては、金融機関の統廃合等により変わることがあります。最新の情報は、水道企業団ホームページ等にて、ご確認ください。

クレジットカードによるお支払い

クレジットカードによるお支払いは、上下水道料金のお支払いに使用するクレジットカードを事前に登録し、継続的にお支払いいただく方法です。

ご利用の場合は、水道マイページに登録し、サイト内の申込ページにアクセスしてお申し込みください。

登録には、「使用者番号」と「確認番号」が必要です。「使用者番号」は検針票「使用水量等のお知らせ」から確認できます。「確認番号」は水道マイページにご登録いただくと取得することができます。

■ 水道マイページに登録するとできること

- 使用水量などの確認（検針票情報の確認、過去2年間分の使用水量・料金が確認できます。）
- 各種お手続き（水道使用開始や中止等のお手続きが可能です。）
- クレジットカード決済の受付
- 各種通知

※水道マイページにご登録されたお客様は、紙の検針票「使用水量等のお知らせ」が投函されませんのであらかじめご注意ください。



スマートフォンのアプリによるお支払い（令和6年4月1日現在）

スマートフォンから専用アプリをダウンロードし、納入通知書のバーコードを読み取ることで、いつでもどこでもお支払いができるサービスです。

■ 納入手続きに必要なもの

- コンビニ収納用バーコードが印刷された納入通知書
※納入期限内のみご利用いただけます。
- スマートフォン
- 「LINE Pay」「PayBI」「楽天銀行」「FamiPay」「PayPay」「auPAY」「d払い」のアプリ
※スマートフォン決済の種類により支払限度額が設定されていますので、ご注意ください。

【領収書の発行について】

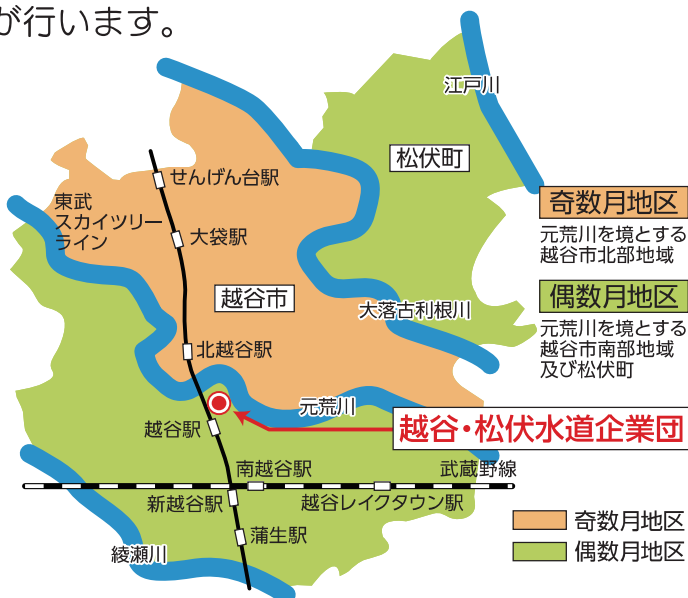
クレジットカードによるお支払い、スマートフォンのアプリによるお支払いでは、領収書は発行されません。ご希望のお客様には、領収書の代わりとして領収証明書を有料で発行しています。水道企業団窓口にご相談ください。

水道メーターの管理

お客様の敷地内の水道メーターは、水道企業が設置し、お客様にお貸しして管理していただいているものです(私設メーターは除く)。お貸しした水道メーターは計量法により定期的に交換しますので、ご協力をお願いします。

お客様の検針月は…

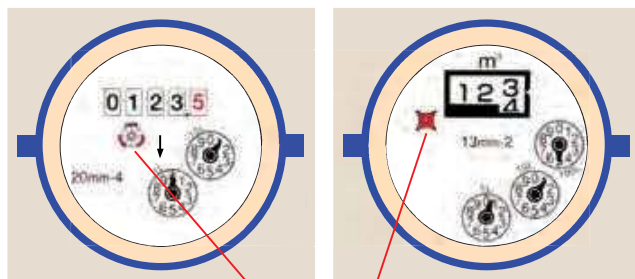
水道メーターの検針は、2か月に一度、検針員が行います。



水道メーターの読み方

水道メーターは下図のような直読式が多く使われています。上部の数字を左から右に読んでください。その数字から前回の数字を差し引いた数字が今回のご使用量となります。

水道メーター(一例)



パイロット

※これらのメーターは123立方メートル510リットルと読みます。ただし、検針は立方メートル単位で行います。

ご協力ください

水道メーターの検針へのご協力をお願いします。

水道メーター付近に物が置かれている



水道メーター周辺の設備は定期的に点検・清掃し、腐食や水漏れを発見したら早急に修理してください(費用はお客様のご負担となります)。また、メーターボックス周辺には物を置かず、犬は離れたところにつないでください。

家屋床下内に水道メーターがある



水道メーターが家の増改築などで建物等の下になってしまったり、盛り土などで周囲よりも低くなってしまう場合は、お近くの指定給水装置工事業者に依頼して、屋外の検針しやすい場所へ移動してください。

6

家庭の水道のしくみ

給水装置の設置と維持管理

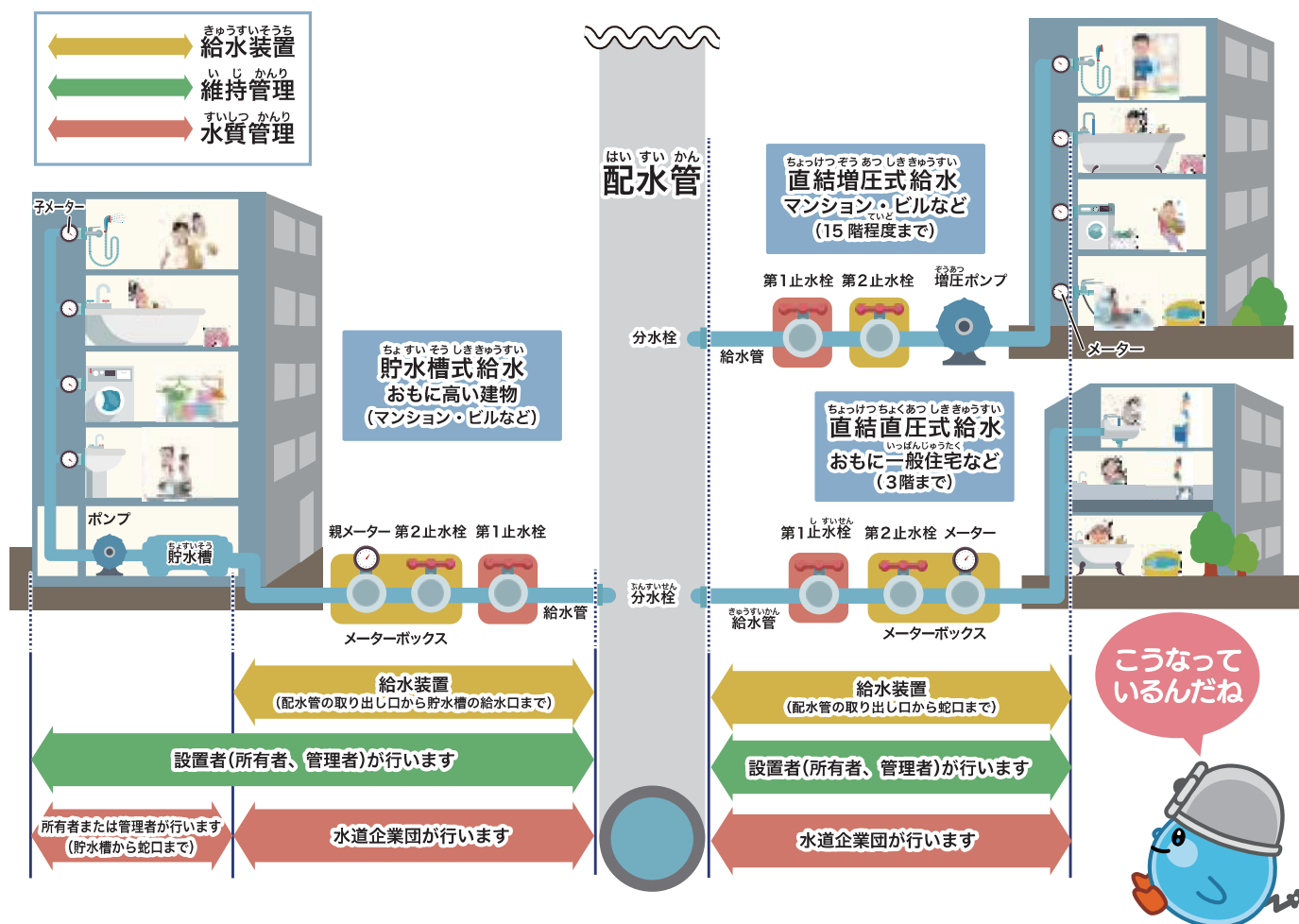
水道水をお届けするために、公道などに埋められた水道管を「配水管」といい、この配水管から分かれて家庭まで引きこまれた給水管と、給水管に直接つながっている蛇口などの給水用具を「給水装置」といいます。

マンションやビルなどで貯水槽式給水の建物の場合は、分水栓から貯水槽の給水口までを給水装置といえます。

給水装置は、水道使用者の皆さん(お客様)が利用形態や使用量に合わせて、お客様の費用負担で設置し、維持管理していただくものです(メーターの所有は水道企業団になります)。

給水装置の設置や変更工事は、指定給水装置工事事業者が行うことになっていますので、事前に水道企業団にお問い合わせください。

給水装置は、安全な水道水を届ける大切なものです。十分な管理をしましょう。



※ 配水管の取り出し口から蛇口までの給水装置は、所有者の皆さんが負担して設置した財産です。大切に管理しましょう。

7

水道の故障と処置のいろいろ

故障の原因は小さなものから大きなものまでさまざま、対処の方法はいろいろあります。その主なものとして、下表を参考にしてください。

状況	原因	処置方法
水の出が悪い 	① 給水管が古くなり、管内や蛇口付近に鉄サビが付着した可能性があります。 ② 宅地内で水漏れしている可能性があります。	① お客様のご負担で新しい給水管に取り替えてください。 ② 水漏れしているとわかる場合(P10参照)は、指定給水装置工事事業者※1に修理を依頼してください。
水が全く出ない 	① 止水栓、またはメーターボックス内の止水栓のどちらかが閉まっている可能性があります。 ② 冬期であれば、水道管が凍結している可能性があります。 ③ 鉄サビが蛇口付近に詰まっている可能性があります。	① 閉まっている部分を開けてください(いたづらによる場合もあります)。 ② 自然にとけるのを待つか、ぬるま湯で徐々にとかしてください(熱湯はかけないでください。水道管が破裂する恐れがあり、大変危険です)。 ③ ご自分での修理が難しいときは、指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。 * 貯水槽のある建物の場合はポンプ等の故障も考えられますので、所有者または管理者へ連絡してください。
水洗トイレの水が止まらない 	水タンク内のボールタップ部分が、破損または作動不能になっている可能性があります。	水タンクわきの止水栓を閉め、指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。
赤いにごり水が出る 	① 水道工事や火災の消火などによって、水道管内に付着している鉄サビが流れ出る場合があります。 ② 給水管が古くなった可能性があります。	① しばらく出しておくと、澄んだきれいな水になります。それでもきれいにならない場合は、水道企業団へご連絡ください。 ② しばらく出しておくと一時的にきれいになりますが、根本的に解決するにはお客様のご負担で給水管を取り替える必要があります。

※ 1 指定給水装置工事事業者

水道事業者(企業団)は、水道法の規定により、ご家庭の水道設備(給水装置)の構造および材質が、水道法および水道法施行令の定める基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施工することができると認められる者を給水装置工事事業者として指定することができます。

水道企業団においても給水装置工事事業者を指定しています。この指定給水装置工事事業者以外の者が給水装置工事を行った場合は、違反工事となりますのでご注意ください。

なお、水道企業団の指定給水装置工事事業者は、水道企業団ホームページで検索できます。ただし、更新制度を導入していることから、手続きが完了するまで情報が反映されない場合があります。

状況	原因	処置方法
白い水が出る 	水道管に入った空気が、水圧によって小さな泡になり水中に混じっている場合があります。	水をくんでしばらくすると澄んだきれいな水になります。そのまま飲んで差し支えありません。
水が臭う 	水道の水は塩素で消毒することが義務づけられています。つまり、塩素のにおいは殺菌されていて安全という証拠です。安心してご使用ください。	それでも気になる場合は… ・やかんなどで、ふたをあけ5分間沸騰させてから使用してください。 ・冷蔵庫で冷やすと、よりおいしくお飲みいただけます。時間がたつと塩素が抜けて、殺菌効果がなくなりますので早めにお飲みください。
使用水量がいつもに比べて極端に多い 	床下など、見えないところで水漏れしている場合があります。	水道メーターを見て、水漏れしているかどうか確認してください。(P10参照)

訪問・電話によるセールスにご注意を!

越谷・松伏水道企業団では、次のことは一切行っていません。

- ①水道管や給水管清掃のすすめ ②浄水器の販売
- ③ご依頼のない水質検査 ④電話や訪問でのアンケート
- ⑤給水器具(蛇口等)や建物内の水漏れなどの点検

不審に思ったときは、身分証明書の提示を求めるか、
越谷・松伏水道企業団までご連絡ください。





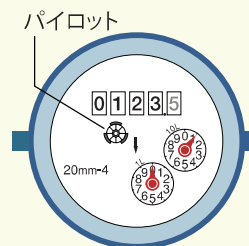
わずかな漏水でも気付かずにいると、水と水道料金の無駄になってしまいます。
漏水を早期に発見するために、定期的に次のチェックを行いましょう。

こんなときは漏水かも

- 給水管が埋めてある付近や水道メーターボックスの周りがいつも濡れている。
- 台所や浴室などの配管してある壁などが濡れている。
- 蛇口をすべて閉めても水道メーターのパイロットが回転している(図参照)。



水道メーターで漏水チェック!



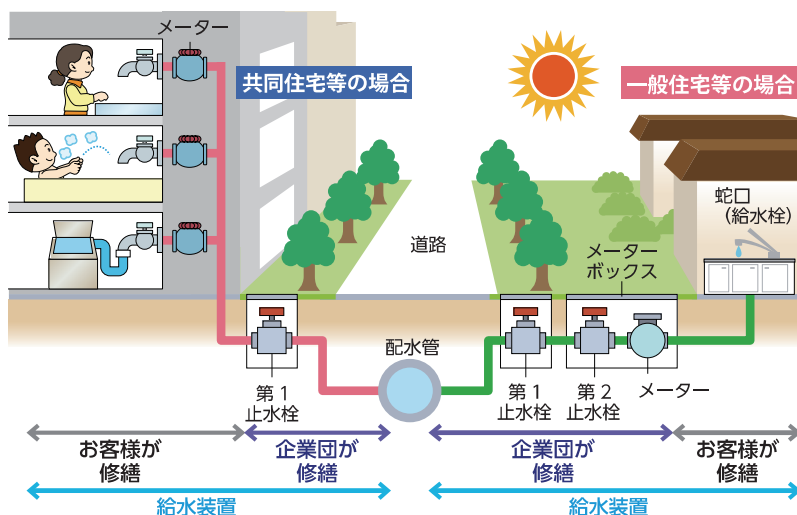
- ① 家の中の蛇口をすべて閉め、水道メーターのパイロットを確認する。
- ② パイロットが回転していると、水道メーターの先の場所で漏水の疑いがあります。

お客様の修繕について

給水装置からの漏水は、お客様の費用負担で、指定給水装置工事事業者へ修繕を依頼してください。ただし、一般住宅等では配水管分岐部から水道メーターまでの漏水、共同住宅等では配水管分岐部から第一止水栓までの漏水については、企業団にてサービス修繕を行っています。

指定給水装置工事事業者および漏水修繕については、水道企業団のホームページをご覧ください。

指定給水装置工事事業者は企業団ホームページの「工事店検索」のページから検索できます。



漏水した場合の上下水道料金について

地中・壁中・床下等で漏水を発見し、速やかに水道企業団の指定給水装置工事事業者で修理を完了した場合は、上下水道料金の減免を受けられる場合がありますので、「上下水道使用水量認定申請書」を水道企業団へ提出してください。

詳しくはホームページをご覧ください。か、担当までお問い合わせください。

お問い合わせ お客さま課 料金担当 TEL.048-966-3932

9

貯水槽の維持管理

マンションやビルなどで、企業団が供給する水道水を一旦貯水槽に貯め、ポンプで加圧して各住居や事務所等に水道水を供給する場合、貯水槽の点検や清掃、水質検査を受けるなどの維持管理は設置者(所有者または管理者)が行うことになっています。

いつもきれいに

水道水を貯めておく貯水槽・高置水槽は下記のように維持管理することとなっています。

また、貯水槽が設置されている建物の水道を利用している方も、日ごろから維持管理に関心を持ちましょう。

日ごろの
管理が
大切だね



汚染事故・故障が発生したときは

- 万一、汚染事故が発生した場合は越谷市保健所または春日部保健所へ通報し、その指示に従ってください(下記連絡先参照)。
- ポンプなどの故障の場合は、管理業者へ連絡してください。

事 項	内 容	回 数
清 掃 ・ 検 査	定期的に貯水槽内の清掃及び検査を行う	毎年1回以上
法 定 検 査	登録検査機関等に依頼して検査を受ける (有効容量10m ³ を超える場合)	毎年1回以上
点検及び衛生管理	ヒビ割れがないか	月1回
	異物が混入していないか、汚水などの流入はないか	
	開口部に防虫網がつけてあるか	
	貯水槽付近が清潔で、整理整頓されているか	
水 質 管 理	マンホールのふたが密閉されているか	毎日
	蛇口の水に濁りや臭いはないか	
	蛇口の水に色はついてないか	
	蛇口の水に特別な味はないか	
水 質 管 理	蛇口の水に残留塩素が0.1mg / ℓ以上あるか検査を行う	毎週
	水質検査を定期的に行う	6か月に1回

災害時の備蓄水として

災害時の断水に備え「災害用給水栓」を貯水槽に設置できます。

「災害用給水栓」とは、貯水槽に蛇口を設置することで大規模災害等により企業団からの配水が停止した場合に直接貯水槽から水が使えるようにしたものです。

※設置及び管理に関する費用はお客さまのご負担になります。

貯水槽の衛生管理に関するお問い合わせ・ご連絡は

越谷市内は 越谷市保健所 TEL.048-973-7533

松伏町内は 春日部保健所 TEL.048-737-2133 へお問い合わせください。

飲料水を備蓄しましょう

災害に備えて、1人1日3リットル×3日分×人数分の飲料水の備蓄をお願いします。

水道水をくみ置く場合は、ふたのできる清潔な容器に口元いっぱいまで水を入れ、直射日光を避けて保存してください。

常温で3日、冷蔵庫で10日程度保存できます。浄水器を通した水や煮沸した水は、塩素による消毒効果がなくなっているため、日持ちしませんのでご注意ください。



1人1日3リットル×3日分

※1歳未満の乳児は1日1リットル程度



飲料水を運ぶ容器を準備しましょう

応急給水に備えて、ポリタンクなどの飲料水を入れて運ぶための清潔な容器を準備しておきましょう。

水道の蛇口を閉めましょう

災害発生時、まず、身の安全を確保し、避難をするときは火の始末と一緒に蛇口が閉まっているかを確認しましょう。

断水になったあと、再び水道が復旧したときに家の中が水浸しになるのを防ぐことができます。



お風呂の水を有効活用しましょう

お風呂の残り湯は、トイレの流し水や消防用水などに使えます。すぐに流さずにためておくと、いざという時に役立ちます。

残り湯をためておくときは、転落事故などに気を付けましょう。

災害時の飲料水確保場所28か所

地震などの災害が発生すると水道、電気、ガスなどに大きな被害が出る恐れがあります。停電のため水を送るポンプが止まったり、水道管が破損し、断水することが考えられます。

水道企業団では、災害などの緊急時に備え、各浄・配水場、耐震型緊急用貯水槽にて飲料水を確保し、応急給水ができるよう体制を整えています。

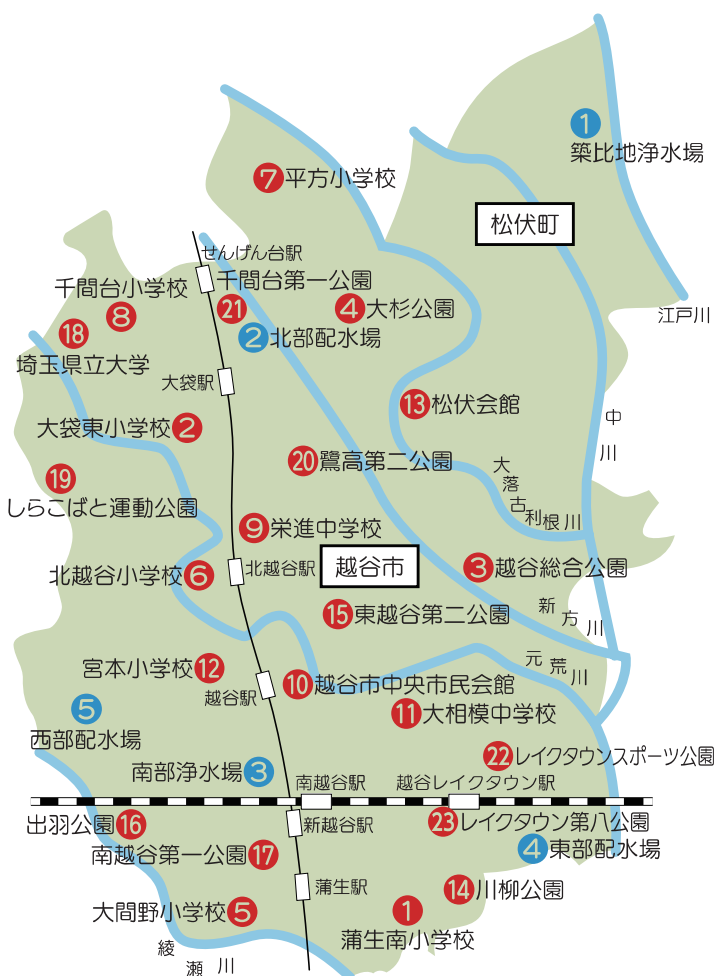
耐震型緊急用貯水槽

(100m³×23基＝合計2,300m³)

設置場所名	所在地
① 蒲生南小学校	越谷市南町1-8-1
② 大袋東小学校	〃 袋山1750
③ 越谷総合公園	〃 増林3-1
④ 大杉公園	〃 大杉518
⑤ 大間野小学校	〃 大間野町2-115
⑥ 北越谷小学校	〃 北越谷3-10-38
⑦ 平方小学校	〃 平方2784
⑧ 千間台小学校	〃 千間台西5-4
⑨ 栄進中学校	〃 大沢659-1
⑩ 越谷市中央市民会館	〃 越ヶ谷4-1-1
⑪ 大相模中学校	〃 相模町3-165
⑫ 宮本小学校	〃 宮本町5-85
⑬ 松伏会館	松伏町田中3-19-3
⑭ 川柳公園	越谷市川柳町4-15-1
⑮ 東越谷第二公園	〃 東越谷3-14
⑯ 出羽公園	〃 七左町4-222
⑰ 南越谷第一公園	〃 南越谷5-21
⑱ 埼玉県立大学	〃 三野宮820
⑲ しらこばと運動公園	〃 砂原39
⑳ 鷺高第二公園	〃 東大沢3-3
㉑ 千間台第一公園	〃 千間台東1-14
㉒ レイクタウンスポーツ公園	〃 レイクタウン5-10
㉓ レイクタウン第八公園	〃 レイクタウン7-6

浄・配水場

浄・配水場名	所在地
① 築比地浄水場	松伏町築比地802
② 北部配水場	越谷市下間久里633
③ 南部浄水場	〃 南越谷3-23-22
④ 東部配水場	〃 レイクタウン5-24
⑤ 西部配水場	〃 北後谷201



いざというときの
ために、日ごろから
確認しておいてね



各種届け出・お問い合わせ

業務時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで
※業務時間外でもにぎり水など緊急を要する場合には、代表番号(048-966-3931)へご連絡ください。



水道料金

水道の使用開始・中止について (引越・家の改装・名義変更など) ※5日前までにご連絡ください	お客さま課	TEL.048-960-5660
水道使用水量について	お客さま課	TEL.048-966-3933
水道料金について	お客さま課 料金担当	TEL.048-966-3932
未納料金のお支払いについて	お客さま課 収納担当	TEL.048-961-8958
メーターの取り替えについて	お客さま課 検針担当	TEL.048-961-8957
水道マイページについて	お客さま課	TEL.048-966-3933

水 質

水質について	配水管理課 水質担当	TEL.048-971-9425
--------	---------------	------------------

漏 水

道路の水漏れについて	道路漏水専用 フリーダイヤル	☎ 0120-788-866
宅地内の水漏れについて ※メーターから建物の間については指定給水装置工事 事業者*へご連絡ください	施設課 維持管理担当	TEL.048-972-5793

給水装置

給水装置(工事、名義変更など)について	施設課 給水装置担当	TEL.048-972-5794
指定給水装置工事事業者について		
貯水槽の管理者の変更や設備の更新について		

水道の使用開始や使用中止などはホームページからもお申し込みができます。
また、水道マイページをご利用いただいている方は「各種お手続き」のページ
からスムーズにお手続きが可能です。

<https://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/>



水道企業団HP

ホームページ → 各種お申し込み
様式のダウンロードは、ホームページ → 様式ダウンロードへ
*指定給水装置工事事業者は、ホームページ → 連絡先のご案内 → 工事店検索

※お届けがないと、使用していない場合でも使用中止のお届けがあるまで基本料金がかかりますのでご注意ください。

※給水契約等については、越谷・松伏水道企業団給水条例及び同施行規則が契約内容となります。詳細はホームページをご覧ください。

発行日/令和6年4月

 **越谷・松伏水道企業団**

〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号
TEL.048-966-3931(代表) FAX.048-963-0706